令和4年小値賀町議会定例9月会議 (第1日目)

1、出席議員 6名

2 番 松 屋 治 郎 3 番 宮 﨑 良 保 黒 番 美 4 﨑 政 5 番 末 朗 永 6 番 浦 英 明 8 弘 藏 番 横 Щ

2、欠 席 議 員 1 名

7 番 今 田 光 弘

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した 者は、次のとおりである。

> 町 長 西 村 久 之 副 長 町 近 藤 進 教 育 長 中 村 慶 幸 会 計 管 理 者 隆 利 前 田 総 務 課 長 谷 元 芳 久 住 民 課 長 橋 本 博 明 福祉事務所長 達 前 田 也 産業振興課長 博 多 屋 雄 一 郎 仁 農業委員会事務局長 北 村 建 設 課 長 橋 本 満 設 課 理 事 村 建 田 祐 一 郎 診療所事務長 豊 牧 尾 三 育 教 次 長 永 田 敬 ども 園長 植 村 敏 彦

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

 議会事務局長
 西
 浩
 康

 議会事務局書記
 松
 田
 智
 恵

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

令和4年小値賀町議会定例9月会議 令和4年9月12日(月曜日) 午後7時00分

- 第 1 会議録署名議員指名 (浦 英明議員 ・ 松屋治郎議員)
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 行 政 報 告
- 第 4 一 般 質 問

午後7時00分 開 議

議長(横山弘藏) ただいまから、令和4年小値賀町議会定例9月会議を開きます。

皆様にお知らせします。本定例9月会議の会議期間は本日から9月20日までとなっておりますので、皆様には円滑な議会運営によろしくご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承願います。

また、長崎新聞社記者から写真撮影の申し出がありましたので、これを許可 します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、6番・浦 英明議員、2番・松屋治郎議員を指名します。

日程第2、議会運営委員会報告を行います。

本件について、副委員長の報告を求めます。議会運営委員会浦英明副委員長 **副委員長(浦 英明)** こんばんは。

小値賀町議会の議員報酬の見直しの件について、議長より議会運営委員会に 諮問がありましたので、経過を報告致します。

町村議会議員のなり手不足について、かねてより全国的に問題となっている中で、その解消を図るべく小値賀町議会は 50 歳以下の議員に限り議員報酬を月額 30 万円にするという地方創生の推進のための小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を 2015 年 3 月に制定し、議員報酬のあり方について全国の町村議会に大きなインパクトを与えました。若い世代の町議会議員選挙への立候補者が少ないのは、子育て世代が家族を養うことのできる収入を確保できるかという現実的な問題が大きく立ちはだかっており、町政に専念しても家族を養えないとすれば、立候補をためらうのは当然です。そこで、当時の小値賀町議会地方創生町づくり特別委員会において議論検討がなされ、本会議においてこの条例案を発議して、全会一致で可決したもので、当時、全国の議会関係者の方々からいろいろなご意見や批判を受けましたが、議会がルールに則って真剣に考えた結果であり、これは評価されるべきだと思います。しかし、この特例条例が施行されてすぐの町議選では、特例条例の対象となる 50 歳以下の立候補者は現れませんでした。選挙後の議会では、立候補者が出なかった

現実を踏まえ、この特例条例の問題点や報酬に関し、いろいろな視点からの協議や検証を進めた結果、若い世代の立候補意欲を促すことに繋がらないとして、2018年3月にこの条例を廃止しました。

さて、本町議会の議員報酬は、平成元年度には 14 万円でしたが、その後、毎年のように改正されて、平成8年度には 20 万円となりましたが、平成16 年度に2万円減額して以後今日まで18 年間据え置かれたままです。議員には、社会保障は一切ありませんので、議員報酬の中から各種税金や国民健康保険税、国民年金保険料などを支払い、失業保険もなく、ましてや退職金もないなど、とても不安定な身分です。他にある程度収入源がない限り、若者や女性でなくても立候補は躊躇してしまうと思います。地方自治法上、地方議会議員には議員報酬の他には期末手当の支給だけしか認められておらず、本来であれば育児手当などのような整備なども必要だと思いますが、そこまでの法整備には至っていません。

一方、議員のなり手不足問題に関しましては、報酬の額だけでなく議員の仕事そのものの魅力ややりがいをアピールすることも重要です。議会を見える化し、幅広くいろいろな視点からの、立候補しやすくなる総合的な環境の整備が必要で、また議員になりたいと思ってくれるような雰囲気づくりも必要で、また議会の魅力をお伝えすることも大事なことですが、これがなかなか難しいのが現実です。

本町議会は議員定数8人という中で、通年会期制を採用するだけでなく、一般質問の後の模擬公聴会をはじめ中学生模擬議会、出前議会、議会と語ろう会など、全国的にも議会改革の先進的な議会としてその名を知られ、議員皆一生懸命に頑張っていますが、その結果、明らかに議会議員としての活動実態や活動量が増えているのもまた事実です。

さて、視点を全国に向けると、全国町村議会議長会では、2017 年4月に学識経験者による町村議会議員の議員報酬のあり方検討委員会を設置し、2018 年3月に中間報告、2019 年3月には最終報告を取りまとめました。この委員会は、議会議員活動の実態を検証して、現在の町村議会議員に相互し、議員報酬のあり方を検討するために設けたもので、議員報酬の低さ、全国平均では約 21 万円が議員のなり手不足の原因の大きな一つであると分析し、議員と首長の活動量の比較により、議員報酬の額を算定する方式を示したことから、それまでの行政改革の一環として議員報酬を低くするという流れから、議員のなり手不足解消の一手として議員報酬を増額する方向にシフトし始めました。

さらに、今年2月に全国町村議会に提出された「議員報酬・政務活動費の充 実に向けた論点と手続き」という調査報告書の中で、新しい原価方式という議 員報酬の算定方法が示されたことで、全国的に一気にフェーズが変わり、議員 報酬を増額する議会が増えてきています。本町議会でもこの検討委員会の進捗を同時進行的に受けながら、議員報酬の考え方についての調査研究を進め、2019年3月に小値賀町議会議員の活動実態とそれに基づく議員報酬の考え方をについての報告書を取りまとめ、活動実態に基づく独自の議員報酬の基準を作りました。

以上のような経緯を踏まえ、町議選を来春に控えた今こそそのタイミングだと考え、選挙後の来年4月からの議員報酬の増額を全員協議会の場で町長にお願いしたところ、町長も今の議員報酬は低いという認識はあるということで特別報酬等審議会に諮ることになりました。

審議会は8月22日に開かれましたが、その審議会の委員は町内の公共的団体の代表者、その他住民の内から必要だと町長が任命するもので、今回はJAながさき西海小値賀支店長、宇久小値賀漁協代表理事組合長、商工会会長、社会福祉協議会会長、町部地区代表会長、農家地区代表会長、農協婦人部会長、漁協婦人部会長、商工会婦人部会長、老人クラブ連合会会長の計10名で、尚、総務課にはお忙しい中、事前に議員報酬に関する各種のデータや報告書を、委員の皆さんにお渡しするよう準備を進めていただき大変ありがとうございました。さて、諮問に対する答申は、以下のとおりでした。

議員定数が8名と少ない中で議員活動を熱心にやられ、以前より活動日数も増加していることは理解できる。議員のなり手不足による今後の議会運営を危惧するところであるが、議会の報告書にあるように、住民から見て魅力ある議会には至っていない中で、コロナ禍における報酬の引き上げについては容認することは難しく、今回は見合わせて再度検討した方が良いのではないかと思われ、よって議員の報酬については現状維持が望ましい。報酬等審議会の答申は、強制力はありませんが、重く受け止めなければなりません。この答申を受け町長は、今回の定例9月会議での議員報酬の改正に関する議案は出していません。委員の皆さんには議員活動の増加や活動日数の増加について理解していただくとともに、議員のなり手不足による今後の議会運営についての危惧も議会と共有していただきたく心強く感じます。

一方で、確かに現在はコロナ禍の最中でありますが、しかしコロナ禍であっても来年4月には待ったなしで選挙になります。少子高齢化を生き残ろうとしている小さな自治体だからこそ、多様性のある議員をしっかり確保することが必要で、議員が確保できなくなれば、もうその自治体の存在意識がなくなります。つまりこれは議会だけでなく、小値賀町自体の存続に関わる重大な局面であるという危機感をあまり感じてはいただいていないと思わざるを得ません。4月の選挙には何としてでもいろいろな人達に立候補していただけるよう、もちろん議員報酬を増やすだけで解決するものではありませんが、まずは第一歩

としての責務だと本町議会は考えています。昨年の議会アンケートの結果でも、「議員のなり手不足問題が深刻化していますが、何が原因だと思いますか?」という問いに対し、167人の町民の方が「議員の報酬の低さに原因がある」と答えています。また、4月に各地区を回った出前議会でも、議員定数は減らさないこと、議員報酬は増やすように考えていると説明しましたが、少なくとも出前議会に出席された方の中から反論等は出ませんでした。

議員報酬を改正する条例案は、議会から発議することもできます。そのための公聴会を開いて増額に賛成・反対のそれぞれの立場の専門家のご意見を伺う場を設けることを考えましたが、反対する専門家を探すことが非常に困難な状況でもあり、公聴会は断念せざるを得ないと考えています。そのため公聴会では何らかの方法で専門家のお話と町民の皆さんの考えをお聞きし、意見交換などを行う場を今月中に設け、立候補を考える人たちのためにもなるべく早く議員報酬の方向性を提示できるよう今準備を進めているところであります。

以上、議会運営委員会より報告を終わります。

議長(横山弘藏) 以上で報告を終わります。

日程第3、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町 長

町長(西村久之) 皆さん、こんばんは。

令和4年小値賀町議会定例9月会議の開会に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日までの町政の重要事項について、ご報告を申し上げます。

なお、行政報告の詳細につきましては、お手元に事前にお配りしております のでご覧いただきたいと思います。

まずは、先週の6日から7日にかけて接近をいたしました台風 11 号ですが、 予報では大型で強い台風ということで大変心配をしておりましたが、数か所の 樹木の倒木や公共施設の窓ガラスが割れる被害はありましたが、特に大きな被 害はなく安堵したところでございます。

今回は、総合体育館と福祉避難所である地域福祉センターの2ケ所に避難所を開設し、59世帯82名の方が避難をされました。

2年前の台風 10 号で、5ケ所の避難所に 653 名を受入れした経験やその時の反省点をもとに、コロナ禍における避難所の開設ではありましたが、職員の協力により、スムーズな避難所運営ができたと思っております。

さて、全国の新型コロナウイルス感染症は、県境を超える旅行の制限などが 今年は無かったことから、7月に入り感染者が徐々に増加、8月のお盆休みに よる観光や帰省による人の流れとともに、全国の感染者数は 25 万人を超え、「第7波」となる感染拡大となりました。

長崎県内でも、8月 19 日に1日の感染者数が 4,611 名となり、過去最多を 更新し、また本町でも、7月 14 日から昨日までに 147 名の方の感染が確認さ れております。

ほとんどの方は、無症状か軽症であったため自宅療養で済みましたが、数名の方が中等症と診断され、島外の医療機関へ搬送されております。

現在は、感染者数も減少傾向となり、落ち着きを取り戻しておりますが、今後も感染拡大の「波」が繰り返されることが予想されますので、町民の皆様におかれましては、引き続き、会話時のマスクの着用、手指消毒など、基本的な感染防止対策を行っていただきますようお願いいたします。

次に、ワクチン接種の状況でございますが、60歳以上の4回目の接種を診療所の医師、看護師をはじめ多くの職員の協力を得まして、8月2日から6日までの4日間で、932名の方へ接種を行っております。

また、9月15日には、8月に接種できなかった60歳以上の4回目の接種希望者及び基礎疾患を有する18歳から60歳未満の4回目の接種希望者にワクチンの接種を計画いたしております。

今回、本定例会に上程しております補正予算では、国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において創設された、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、事業者を含む全世帯を対象に、10月・12月・2月の3期分について、水道料基本料金の免除、後期高齢者への支援給付金や子育て支援給付金などを予算計上しております。

町の主要事業で工期延長をしておりました、新診療所及び笛吹在のお試し住 宅が今月中の完成見込みとなっております。

議会からの申し出による議員報酬の見直しにつきましては、特別職報酬等審議会へ諮問致しましたが、現在の新型コロナウイルス感染症の状況、それによる町内経済の停滞、町民の皆様の収入状況を勘案し見送るとの答申を頂きましたが、この状況が改善されましたら、私の方から再度特別職報酬等審議会へ、増額見直しの方向で諮問したいと考えております。

これより各課についてご報告をいたします。

まず、総務課関係について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る地域活性化策「いまおぢかでつかう券」第4弾については、6月末日から配布を開始し、転出者や死亡等により配達ができない9世帯を残し、配布を完了いたしております。

小値賀町地域公共交通会議では、町内外の陸上・海上交通事業者や団体及び 住民、学識経験者の方に参加をいただき、小値賀町の公共交通の現状と課題や 今後の方向性などについて協議を行なっております。

旧小西邸の利活用検討会は、第3回目の検討会を開催し、学生を含む 11 名の委員さんとアドバイザー2名の参加をいただき、小西邸の歴史的価値を再認識していただき、具体的な活用方法について検討をしていただいております。

7月 10 日には、第 26 回参議院通常選挙が行なわれ、今回もコロナ禍での選挙となりました。選挙期間中は、県内で期日前投票所での二重交付や投票用紙の配布ミスなどがありましたが、本町では、事務従事者や投票管理者、立会人の皆様のご協力により、ミスなく終了をいたしております。投票率は、前回より 0.2 ポイント下回り、71.66%の結果となっております。今後も地方統一選挙なども控えており、感染予防対策に万全を期しながら、公平公正な選挙事務に心がけてまいります。

関東・関西・福岡・長崎の各小値賀会につきましては、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となっております。

次に、住民課関係についてでございますが、戸籍関係では、マイナンバーカードのさらなる交付のため、8月の新型コロナワクチン接種会場において、接種後の経過観察の時間を利用して申請手続きを行えるよう、担当職員を配置し呼びかけを行った結果、8月末現在のマイナンバーカードの交付数は、1,665件、交付率は、71.28%で、県内では最上位となっており、前年同時期と比較し、577件の増となっております。窓口の状況を見てみますと、マイナンバーカードの健康保険証利用の設定、マイナポイントの手続きなど、利用に関する問い合わせや手続きが増えてきておりますので、交付の呼びかけに加えまして、利用促進策について検討していきたいと考えております。

税務関係では、8月1日から新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯にかかる、国民健康保険税の減免申請の受付を開始しており、これまでに14件の申請があり、13件の減免を決定しております。

福祉事務所関係では、子育て支援関係で、低所得の子育て世帯に対して、児童一人当たり5万円を支給する「子育て世帯生活支援特別給付金」を6月30日から支給しており、8月末で24世帯、48名の対象児童に対し支給を行っております。

社会福祉関係では、8月9日に民生委員推薦会を開催いたしました。

推薦会では、地区により推薦された民生委員 14 名と主任児童委員 2 名の候補者の方についてご意見を伺い、満場一致で全員の推薦を決定したところです。その結果を受け、長崎県へ民生委員・主任児童委員の推薦をいたしました。順調にいきますと、令和4年 12 月1日から3年間の任期で任命をされる予定となっております。高齢化が進み、民生委員の業務負担が増える一方で、なり手不足の問題が深刻化している中、地区会長の皆様には、今回の推薦者選びに関

しましては、大変ご苦労をおかけいたしました。この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。

高齢者福祉関係では、7月 31 日に予定しておりました福田眼科病院による 眼科無料検診は、新型コロナウイルス感染症対策として、今年は、完全予約制 にするなどの対策を講じ、何とか実施したいと考えておりましたが、急速な感 染拡大に伴い残念ながら中止とさせていただきました。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による原油価格、物価高騰などの経済的負担の軽減のための支援として、国の地方創生臨時交付金を活用した、町内の高校生以下の児童に対して一人あたり2万円を給付する、小値賀町子どものための臨時特別給付金と、町内75歳以上となる後期高齢者に対して1人1万円を給付する、小値賀町後期高齢者生活支援臨時特別給付金を予算計上いたしております。

こども園関係では、6月 11 日に、小値賀中学校吹奏楽部の皆さんによる「演奏会」が開催されました。普段、土曜日でお休みしている園児にも声を掛け参加してもらい、園児が知っている楽曲の演奏のほか、演奏している楽器の紹介も真剣に聴くなど、園児にとって、とても貴重な体験をさせていただきました。6月 16 日には、農協青年部による芋植えの体験があり、秋にはいっぱい実った甘くておいしい芋を収穫し、焼き芋が出来ることを楽しみにしております。7月 15 日から 16 日にかけて年長児のお泊り保育を実施いたしました。バスに乗っての小値賀一周、夕ご飯のお手伝い、花火、スイカ割など、夏の良い思い出が出来たと思います。後日、お泊り保育の体験談についてラジオの収録があり、元気に答える子、恥ずかしくて答えられない子と様々でしたが、これもまた良い思い出になったことだと思います。

次に、産業振興課関係について、申し上げます。

農林関係で、6月から8月に開催されました牛市の結果でございますが、本町子牛の平均価格は、6・7月が約61万円、8月が約62万円となっており、前年同月と比較して、6月は約10万円、7月は約3万円の減、8月は同額となっており、今年の5月から60万円代で推移している状況でございます。

園芸品目については、7月から8月にかけて出荷される、主要品目のアスパラガスやゴーヤ、メロンについては、天候にも恵まれ例年並みの出荷量、販売単価となっております。

水稲については、例年にない早い梅雨明けとなったことから、通常より早い収穫が一部で見られました。穂枯れ等の影響もあり、例年より収量が減少しており、そのような状況から、品質への影響も懸念されましたが、8月23日に実施された1回目の検査では、3,174袋全量が1等米となっております。

松くい虫防除事業については、マツノマダラカミキリの発生時期が長くなっ

ていることを考慮し、7月 12 日と 13 日に姫の松原と海岸線の防風林を中心に、追加の薬剤散布を実施いたしました。今回の追加散布では、昨年度、担い手公社が導入したドローンを活用いたしましたが、例年実施していた動力噴霧機では届かない高所部への薬剤散布が可能となり、これまで以上の散布効果が期待されるところでございます。しかし、8月中旬から徐々に松枯れが見え始めていますので、県と連携しながら、道路脇や放牧地内等の危険個所を中心に伐倒駆除を行ってまいります。

災害関連として、7月15日から16日にかけて、時間雨量100ミリ近い雨が降り、農地やため池の法面の崩壊が<math>4か所発生しております。

いずれも国の災害復旧事業に申請予定で、11 月に査定が予定されているところでございます。

水産関係では、今年度の海士が終了し、前・後期合わせ 19 日間、延べ 150 名が操業し、アワビ 18.5 キロ、サザエ 4,903 キロの水揚げとなっております。昨年と比較して、アワビは 17.5 キロ減と半減しておりますが、サザエは 1,160 キロの増となっております。昨年よりも操業日数が 3 日少なかったものの、サザエついては 1 日当たりの平均操業者数が約 1.2 人増えたことにより、水揚げが増加したと考えられますが、依然として厳しい状況と受け止めております。

ブランド魚であるイサキの水揚げは、小値賀本所分が4月から7月末までで、84.5 トンと前年同時期より、25.1%の増となっております。コロナ禍前の令和元年度と比較すると水揚げ量は、ほぼ同量の3.9%の増となりましたが、平均単価は約5%下がっており、厳しい状況が続いております。引続き、今後の動向について注視してまいります。

漁協自営定置事業については、大型・小型ともに前年度同時期より水揚げが増加しております。特に小型定置については、7月の水揚げが好調だったことから、70%増となっております。今後、小型定置については、長崎県総合水産試験場による調査及び指導を予定しており、さらなる水揚げ増のため、必要な対策を図っていただきたいと思っております。

燃油高騰対策については、コロナ対策分として、1リットルあたり 20 円を上乗せし、1リットル 30 円の支援を実施しております。A重油単価は4月・5月に高止まりした後、徐々に値下がりしていますが、依然として 100 円台後半で推移しており、漁業経営を圧迫している状況でございます。

長引くコロナ感染拡大の影響に加え、原材料価格の上昇等により、農・漁業 関連資材等も軒並み値上がりしており、農・漁業経営を圧迫していることから、 引き続き動向を注視し、国・県の支援を踏まえたうえで、今後の支援策を考え てまいります。

商工関係では、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した、「雇

用機会拡充事業」の令和5年度取り組み希望者を募集するため、8月29日に 説明会を開催しております。町内の雇用増のための創業や事業拡大への支援を 引き続き進めてまいります。

商工会青年部主催の夏祭り大会につきましては、町内のコロナ感染拡大の影響により、2年連続で花火の打ち上げのみとなっております。

観光関係では、夏のシーズンということもあり、観光客数は一時的に増加しましたが、一人旅や少人数での旅行が多く、コロナ禍前と比較して、7割程度にとどまっております。団体客については、野崎島自然学塾村でキャンプ等の利用が多く、また、8月末には、修学旅行の受け入れを予定しておりましたが、町内の新型コロナ感染者の拡大により、延期となりました。今後も、状況把握に努め、感染予防の徹底を図りながら、観光活動の推進を図ってまいります。

建設課関係では、定例6月会議以降、各課からの業務依頼を含め、工事8件、委託業務4件の発注を行っております。主な工事としては、前方漁港の唐見崎地区と近浦地区の老朽化した簡易浮桟橋の補修を行う漁港機能保全工事、前方漁港筒井浦地区で、車両転落防止対策の車止めを設置する漁港機能増進工事が主なものでございます。

また、業務委託につきましては、本町の防災避難施設にも位置づけられている、総合体育館の今後の改修内容を検討するため、内外部の劣化状況を把握する調査業務に着手いたしております。なお、耐力度調査終了後、その調査結果については議会へ報告し、これからの改修計画について協議してまいります。その他、各課からの依頼を受けている工事に関しましても、工事の発注に向け、随時準備を進めてまいります。

環境関係では、令和2年度から進めておりました、葬斎場改修工事が、8月5日に完了いたしました。老朽化した箇所の修繕及び電気関係のLED化をはじめ、近年増えてきております葬斎場での通夜に対応できるよう改修を行っているところでございます。

また、7月4日に実施しました、町内一斉海岸清掃には、町民 858 名の方にご参加をいただき、各地区の海岸や海水浴場、港周辺の清掃を行っていただきました。町民皆様には、多数のご参加をいただき誠にありがとうございました。次に、教育委員会関係でございますが、学校教育関係では、中学校が8月 25日から、小学校が9月1日からそれぞれ2学期をスタートしております。児童・生徒の安全を最優先に、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、学校教育活動に取り組んでもらうよう指示をいたしております。

8月1日、東京都で開催されました、第46回全国高校総合文化祭に、北松 西高校2年生で吹奏楽部の山田優さんが、長崎県代表として、吹奏楽部門に出 場する県北地区選抜吹奏楽団の代表演奏者に選抜され、県内の高校生と一緒に 演奏を行っております。

また、8月24日に佐世保市で開催された少年の主張長崎県大会において、 小値賀中学校1年生の山田愛さんが、「豊かな海を取り戻すために」と題し て発表を行い、「優良賞」を授賞しております。

9月4日には、午前中のみの開催となりましたが、中高合同体育祭を実施いたしました。

ふるさと留学事業については、入寮型留学生3名と、しま親型留学生1名の計4名が、2学期も元気で通学しております。なお、第4期ふるさと留学生については、現在募集を開始しており、全国各地から下見に訪れていただいております。

学校給食については、現在、調理員5名体制で業務を行っておりますが、まだ、調理員1名が不足しており、引き続き人材確保に努めてまいります。

社会教育関係については、依然としてコロナ禍の状況にありますが、感染症対策を講じつつ事業の推進に努めております。

生涯学習事業では、7月 27 日に高齢者学級「熟年大学」の開講式と講座を実施いたしました。2年ぶりの開催となりますが、33 名の方が登録をしていただいております。また、7月8日には、本町で社会人権・同和地区別研修会が開催され、18名のご参加をいただきました。

青少年教育事業では、「長崎県少年少女合唱団合同演奏会」が 長崎市で開催され、3年ぶりに参加することが出来ました。また、青少年教育キャンプや少年少女スポーツ大会も3年ぶりに実施され、コロナ禍にも負けない「おぢかっ子」の元気な笑顔を見ることが出来ました。

図書館事業では、7月 28 日、30 日に「1日図書館員事業」として、子供司書体験事業を、8月6日に「あおぞらおはなし会」を実施しております。町立図書館としては、初の試みでしたが、参加者皆様からは好評をいただきましたので、次年度も継続し、図書館の有効活用につなげてまいりたいとかんがえております。

社会体育事業では、8月 18 日に「町民体育レクリエーション大会」プログラム検討会を開催し、各種団体の皆さんからのご意見もお聞きしたうえで、今年度も中止することに決定をいたしました。検討会の中で、今回、北松西高校3年生が地域探究発表会の折に、提案された防災をテーマにした競技がありましたので、次年度のプログラムで実現できるように繋げていきたいと考えております。

8月28日に、第57回北松浦郡民体育大会が開催されました。コロナの影響もあり、バドミントン競技が中止、ソフトテニス競技は延期となり、軟式野球競技のみ実施しております。また、今年度から体協陸上部が復活し、11月の長

崎県県民体育大会に出場することになっておりますので、大会での活躍を期待 したいと思います。

文化財関係については、町民の皆様に地元の歴史に親しみを持っていただくため、「小値賀地域史研究講座」を開講いたしました。講座は登録制で、高校生から70歳代の方まで幅広い年齢層の方々、26名が登録しており、これまでに5回の講座が開催され、延べ62名の方が参加されておりますので、今後も月1回から2回のペースで、年度末まで開催する予定といたしております。

次に、歴史民俗資料館関係ですが、例年、教育支援活動の一環で、学芸員を小値賀中学校1学年の郷土学習に派遣しております。本年度は7月に、生徒12名とともに納島でフィールドワークを実施し、地元の方々にご協力いただきながら、古い石仏や辻札などの習俗を調べ、見どころマップとして1つの地図にまとめ、現在、納島地区の待合所に展示しております。

最後に、診療所関係ですが、新診療所建設工事につきましては、工事完成を 今月まで延長しておりましたが、内装工事、駐車場等の外構工事も完了し、先 月末には消防検査並びに ERI による建築確認完了検査を受け、無事検査を終え ております。今後は、工事完成の引き渡しに向けて、施工業者による社内検査、 監理事業者による検査を踏まえ、町の検査を実施することにいたしております。

また、開業につきましては、医療機器や事務備品等の設置、患者を受け入れための試験運用などを実施し、開業に向けて万全な体制で臨みたいと考えております。通常の診療業務においては、診療等に支障をきたすことがないよう、応援医師の派遣を頂いて、医師2名体制を維持しておりますが、コロナ感染による発熱外来の受診が増えたことから、通常診療にも待ち時間が長くなるなどの影響が出ておりますが、今月に入り感染状況も落ち着いてきたことから、これまでどおりの診療が行われております。今後も、診療体制の維持・確保に努め、町民皆様に安心・安全な医療を提供できるよう努めてまいります。

本議会には、予算案を含め議案10件報告3件をご提案しております。 慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

なお、提案の理由につきましては、その都度ご説明いたしますが、詳細については、担当から補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。 以上、前定例会以降、本定例会までの町政の重要事項について報告し、行政報告を終わります。

議長(横山弘藏) これで、行政報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許します。なお、関連質問はご遠慮願います。

宮崎議員

3番(宮崎良保) 改めまして、こんばんは。

職員の方々にはですね、終息しないコロナ感染対策や相次ぐ台風の接近に対応お疲れさまでございます。そのような中、夜間による質問の時間を頂きありがとうございます。質問の通告に従って質問をしますのでよろしくお願いをします。

最初に通学路及びその他の公共道路の安全性について伺いたいと思います。 このことについては、今年の5月 18 日から8日間実施した、小値賀町議会主 催の出前議会による意見及び、観光客の危険なブロック塀に足を乗せたまま、 足を乗せて自転車に乗ったままスマホを見ているのを見まして、本当に危険だ なと思ったのがきっかけでございました。

まずそこで、まず公道におけるブロック塀の危険性について伺います。ブロック塀の健全状況、建築基準法に適応しているか、ブロック塀の耐用年数が過ぎていないのかをちょっと調査をしてまいりました。目視による状況、建設基準法にのっとった設置状況、ブロックの種類毎の耐用年数状況などを、町内各地を見て回りました。その結果多くの危険な箇所が見当たりました。

ブロック塀の事故により多額の補償金が発生していますので、町としても早急に調査をし、安全な通学路の確保と走行車の安全を確保するため、ブロック塀の取り壊し、又は、補強や生垣などへの変更について補助金を新設する等など対策が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

次に通学路における大型トラックが車道歩道の区画がない道で高速で走行しているとお聞きをいたしました。笛吹から学校まで及び笛吹から浜津住民センターまでは歩道が整備されておりますが、その他の地区においては整備をされておりません。子ども達が通学している道とトラックの走行する道が同じであることからとても危険な状況であると考えます。町外のトラックとは思いますけれども、通学路の時間帯において速度制限をするなど各事業所にお願いしていただきたいと思いますが町長の考えを伺います。

次に、道路に表記している標示や白線が設置してから、かなり時間も経過し、消えたり薄くなったり、運転に支障が出てきており、特に道路を修理した後については何を標示しているかも分からない状況であります。早急に調査点検を行い、標記をしなおして円滑な道路の活用と歩行者の安全確保をして欲しいと思いますが町長の考えを伺います。

再質問があれば、質問者席で行います。

議長(横山弘藏) 町 長

町長(西村久之) 宮﨑議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の「道路に面したブロック塀の補強や生垣などへの変更に伴う補助金の新設」についてですが、平成30年6月におきました大阪北部地震に

おいて、倒壊した違法なブロック塀の下敷きになり、登校中の小学生が死亡した痛ましい事故は、記憶に新しいところでございます。また、この事故では、教育委員会が管理責任を問われており、小値賀町でもこの事故が発端となり、建設課と教育委員会で、危険なブロック塀の調査を実施し、34 物件の所有者に対応のお願いの文書を送付しているところでございます。ブロック塀に対する補助金に関しましては、あくまでも個人の財産であり、補助金を新設する考えはございません。引き続き、文書等による注意喚起及び修繕、除却等のお願いを継続したいと考えております。

2点目の「通学時間帯の車両の速度調整はできないか」とのご質問ですが、 県道と笛吹地区の一部しか歩道が設置されておりません。ご指摘のとおり、登 下校時の児童生徒については、路肩の路側帯を歩いている状況で、大型の建築 車両が通る場合は、大変危険な状況となっております。宮﨑議員からご提案を 受けて、建設会社等に通学時間帯における速度調整の対応をお願いしたいと考 えております。

3点目の「道路に標記されている標示が消えかかっている箇所の点検調査及び新設について」ですが、宮崎議員が言われるとおり、交通量の多い県道や幹線町道において、速度標示等が経年劣化により消えかかっている箇所が見られます。しかし、交通標識や速度標示については、長崎県公安委員会が設置するようになっておりますので、町において該当箇所を点検調査し、長崎県公安委員会へ補修のお願いをしたいと考えております。

お答えは以上となりますが、細部にわたる質問については、担当からお答え させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長(横山弘藏) 宮崎議員

3番 (宮崎良保) 町長の答えを伺いました。このブロック塀についてはですね、各全国でも大いに問題になっているところであります。昭和 53 年には宮城県沖の 18 名の死傷者が出ております。平成 18 年には福岡の地震ですね、高齢の女性が1人亡くなっております。平成 28 年熊本大地震ですか、その時も犠牲者が1名出ております。で、先ほど町長が言ったとおり、大阪北部地震で高槻市の小学校のプールにおいて、女児1名の犠牲となっております。

これらにはですね、やはり町村の責任もあるということがあります。特に大阪北部事件ではまだ係争中でありますので、何とかわかりませんけれども、熊本大地震の犠牲者は、6,700万円という補償金の係争が今なされていると聞いております。小値賀町の状況を見ますとですね、私も唐見崎に居ります。で、ここから、唐見崎からここまで来るとに何カ所か本当に危険な箇所があります。例えば、福崎定三さんですか前方後目の牛舎前の町道ですね。あの町道の上に建っております。あれは町の責任ではないでしょうか。そして牛渡ですね。牛

渡のバス停前、近藤了平さん、亡くなりましたけれども住宅のブロック塀。あるいは中村の、これも亡くなりました神川國三郎さんの中村住民センターへ行く三差路の家ですね。で、最後には三方坂の田口さんの行く坂道の左側の家。こういうとがやはり本当に危険だと考えております。これらをちょっと見落としますとですね、小値賀町においてもやはり傷害致死罪等々の罰則が来るんではなかろうかと危惧をしてるんですけども、その辺の心配は町長どう思いますか。

議長(横山弘藏) 町 長 町長(西村久之) お答えいたします。

町で設置したブロック塀ということになりますと、町が責任を持たなければならないということになります。個人の私有地にブロック塀等を、例えば作っておったとするならば、そのブロック塀において危険であるという周知はですね、持ち主の方にすでにもういたしております。その方の責任において、撤去するか改修工事をするかということになろうかと思います。

議長(横山弘藏) 宮崎 議員

3番(宮崎良保) えーとですね、通告するだけではですね、なかなかできないのではなかろうかと思います。今の現状を見るとですね、建設基準法によると高さが 2.2 メートル未満、基礎が 30 センチ以上で、80 センチごとの控えブロックですか、等々を作ることが義務になっておりますけども、ほとんどそれはなされていないような状況になります。で、ただいま町長はその補助金の申請はしないというような感じを受けましたけれど、福岡市のではですね、危険なブロック等の除去に対する補助事業があります。道路に接した高さ1メートル以上のブロック塀で、調査により著しいひび割れや傾きが見られ危険な状況があり除去工事を必要とするものに対して、ブロックの長さ1メートルあたり4,500円、上限45,000円というのがあります。

で、私の最終的にはこう言いたいんですけども、このブロック塀を生垣等に変更させようとした方がいいんじゃなかろうかということで調べたところ、これも福岡市がですね生垣の助成を行っております。道路に面した危険なブロック塀を除去し生垣からする費用のうち以下の項目に該当するものということで、植物の材料費、竹・木材などによる支柱・柵等の設置費用、土壌改良による肥料ということで、設置する生垣等の長さに対して 6,000 円ですね、か、生垣設置費用の2分の1のどちらか低い方ということでやっております。これはもう非常に有効だろう、こういうのをしてやりますよということで、危険なところにですね周知をしますと、ある程度反応あろうかなという気がしますけどもどうでしょうか。

議長(横山弘藏) 町 長

町長(西村久之) あの先ほども申し上げましたけども、個人の所有であって 個人で造ってるブロック塀とか石垣というのは、小値賀町内ずっと見渡せば道 路沿いにいっぱいあります。これを全部、例えば補助するとなると一般財源で すので、なかなか1つやりますとですね、他のところもみんなしないといけな いというふうになりますので、とてもじゃないけど一般財源がもたないような 状況になってくると思います。その例えば 100 万円かかるうちの、例えばこう ブロック塀をですね個人がやって、その一部にですね、補助金を出すというこ とであれば、例えば一部ですよ、であれば今後その良い方向で検討したいと思 っておりますが、現在、今、先ほど申しましたように、個人の方へですね通知 をしております。撤去して下さい。改修工事をして下さい。というふうなこと で通知を差し上げておりますので、例えばその方がもうやるということであれ ば、うちもその補助金を出す必要もございませんし、先ほど言いましたように、 1つやるとなるとですね、はっきり言って小値賀町内の道路沿いにあるブロッ ク塀を全部せんばいかんごとなるようなことになってしまいますので、その辺 はですね議会の方とも協議をしながら進めてまいりたいと思っております。ま た個人に通知している分の返答につきましては、担当の方から説明をさせます。

議長(横山弘藏) 建設課理事

建設課理事(村田祐一郎) お答えいたします。

昨年 34 件、修繕等の対応等のお願いの文書を出しておりまして、そのうち 建設課が対応した 14 件あるんですけども、それの約7件で除却等の対応をい ただいております。

議長(横山弘藏) 宮崎議員

3番(宮崎良保) 危険ブロックの民家の方に周知しているというのは私も承知しております。で、昨年ですかね牛渡の崎永定夫さんの家の前を取り壊しました。しかしその後、トラロープで張ったまんまですね、今、草ボーボーでわかりません。あれが本当にその通学路として安全なのかちゅうと非常に私も悩まれるところがあります。やはり脆弱な予算でですね本当に厳しいとは思うんですけれども、段階ごとにですね調査をしてですね、何らかの形で対応できるようにしてほしいなと考えますけども、よろしくお願いをします。

2番目3番目についてはもうほぼ再質問はありませんので、その辺だけもう 一度回答をお願いいたします。

議長(横山弘藏) 町 長

町長(西村久之) 大変危険な場所というのを、もう一度、再度点検をしてみますけども、その後の補助するかしないかとか、そういう問題につきましては、ちょっとここで今返答はできませんので、これも一般財源がある問題ですので、皆様と協議をしながらやるかやらないかにつきましては議会と協議をして、相

談をしながらやっていきたいと思いますが、1 つやれば全部しなければならない状況になると思いますので、その辺は慎重に考えていきたいと思います。

議長(横山弘藏) 宮崎議員

3番(宮崎良保) 2問目に入りたいと思います。

去る2月の24日、ロシア連邦がウクライナに軍事進攻をいたしました。それから半年を経過し、本町においても様々な影響が出てきております。その1つが農業の重要な生産資材である配合飼料や化学肥料が近年にない大幅に高騰し、今後本町の農業経営に影響があると思われます。

畜産に使用する配合飼料については、価格安定基金がありますけれども、輸入原料価格が直前1カ年の平均を上回った場合に補填される畜産農家と飼料会社が出資している通常補てんと、輸入原料価格が直前1カ年の平均と比べて115%を超えた場合に補填される国と飼料会社が出資している通常補てんの制度があります。今年第1四半期には通常及び平常合わせて、1トン当たり9,800円の交付が決定をしており、当面は酪農や肥育農家に比べると当面は農家経営に影響が無いと思われますけれども、昨年より交付されている基金残高がそろそろ枯渇をして今やっております。通常でも24億程度の残渣しか残らないということで、国の方としても対応を迫られております。また永続的に農家経営の安定を資するためには、佐世保市が実施している佐世保市と佐世保市の肥育農家が佐世保市の繁殖牛を購入した場合、補助金を交付しているというのを訊きました。本町でも何らかの補填が計画できないか伺います。

また化学肥料については価格安定がなく、昨年と比べると窒素質の尿素が94%上昇しております。窒素・リン酸・カリの複合肥料は、平均の60%以上値上がりをして近年にない大幅な値上がりです。中国やロシアなど産出国における肥料原料を輸出規制や国際情勢によって安定的に調達することが難しく、現在中国等から、リン酸・カリ等々を輸入していたのが、モロッコからということで変えております。中国とモロッコっちゅうとかなり運送賃も高くなります。で、全世界の人達がそこに集約をしますので、価格競争も起きます。そしてまた、強烈に円安ということで、非常に日本にとっては原材料を安く輸入するということが困難になってきております。

そこで本年度秋肥については第1四半期以前の価格で今のところ予約販売しておりますけれども、来春に使用する春肥以降については高騰した価格により販売することから、農家にとっては死活問題ではなかろうかと考えます。国は価格高騰分の7割を補助する肥料価格高騰対策事業として787億7,700円を計上しておりますけども、これは来年の6月から1カ年だけです。また残り3割は県と市町で出すような考え様でしたけれども、町には情報は把握しているのか、今からでも町独自でも補助対策を考えて欲しいと思いますが、町長の考え

を伺います。

再質問があれば、質問者席で行います。

議長(横山弘藏) 町 長

町長(西村久之) 宮﨑議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、世界情勢の影響により生産資材が高騰しており、経営に影響を与えていることは承知をいたしております。6月には、ながさき西海農業協同組合の組合長が来庁され、町に対して、肥料・配合飼料の価格高騰に対する支援の要望があったところでございます。町としても、国・県の情報を収集しながら、支援策を検討していたところでございます。議員おっしゃるとおり、国は肥料価格高騰対策として、令和4年に秋肥及び令和5年の春肥に対して、前年からの増加額の7割補助を実施することになっておりますので、町としては、残り3割に対して支援する予定といたしております。なお、県については、肥料価格高騰に対する直接の支援ではなく、価格高騰の長期化を見据えた肥料使用量を低減する取組に対する機械導入支援を実施することといたしております。

次に、配合飼料価格高騰についてですが、国は配合飼料価格安定制度、いわゆるセーフティーネットに対して、補填金が枯渇しないよう基金に対して臨時の財政措置を行うとしております。また県においても、セーフティーネットへの加入に係る農家の積立金に対して、契約数量1トン当たり 200 円を支援することとしております。町といたしましては、セーフティーネットの令和3年度の補填金発動後の農家負担増加率を8%程度と試算しておりますので、令和4年度につきましても、増加額に対する農家負担率が8%程度に抑える事が出来るよう補填金の発動状況に応じて、支援を実施する予定といたしております。お答えは以上ですが、細部にわたる質問については、担当からお答えさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長(横山弘藏) 宮 﨑 議 員

3番(宮崎良保) ただいまお答えを受けまして小値賀町でも対応してるよということで一応は安堵をしております。先ほど言ったように、配合飼料をですね、牛、家畜に対する配合飼料も高騰しておりますので、今年1年2年は価格安定ができると思いますけども、その後の金額はですね、枯渇する状態と聞いております。今からですね、今佐世保市が行っている、先ほども言いましたように佐世保市の肥育農家が佐世保市の繁殖牛を買うと1頭あたり5万円ですかね、の補助を行うという感じで補助を行っていると聞いておりますけども、その販売価格についての補助っちゅうのは今んとこ考えはないですか。

議長(横山弘藏) 産業振興課長

産業振興課長 (博多屋雄一郎) はい。お答えいたします。

その佐世保市がやっている補助っていうところですけれども、小値賀町もですねもう十年よりそういう補助は致しております。牛の導入に関する補助っていうのは本当に他の市町と比べますと手厚い補助だなというふうに言われるくらいやっておりますので、それは継続していこうと思っております。

議長(横山弘藏) 宮崎議員

3番(宮崎良保) ええそうですね、ありがとうございます。本当に貴重な財源の中にですね、このように補助をしていただき畜産経営についてはですね、非常にあの助かっておると感じております。これ以上農家の出費がかさみますと、先ほど町長も言ったように現在 60 万、1 頭あたり 60 万前後での販売高です。一時は 80 万しよったとですよね。価格だけ下がったならいいんですけど、経費までこれに大幅に上がっていくと、農家にとってはモチベーションが下がるんじゃなかろうかという気がしますので、この辺今後十分にお願いをしたいと思います。

で、化学肥料についてですけども、これあの…今年の7月1日現在ですね、ちょっと調べてみたんですけども、一般に使われているスーパー化成という肥料があります。それが、1,936 円昨年春期の段階で値上がりしていたんですけども、1,350 円ですね、で今年の7月で1,936 円になっております。10 月からまた上がるということで、もう2,000 円を突破するということです。で、我々が一番よく使っているオール8ー1818、18%ずつ入っているのが、昨年の春期で2,636 円、今年が3,281 円、で10 月になるともう3,500 円を超すんではなかろうかと。追肥においてはですね、もっと酷くて3,300 円した追肥名人が、4,635 円とかなり大幅に上がっております。もしかすると10 月以降になると5,000 円になってしまうのかなと危惧をいたしております。非常に農家にとっては死活問題ではなかろうかと感じております。なんとかこの肥料価格もですね、応援していただければなという気がいたしております。

そこで、ちょっと調べてみたんですけども、佐世保市で支援事業を作っているということをお聞きしました。市内に住所を有し、認定農業者及び新規就農者で市税の滞納がない方に、令和4年7月1日から12月31日まで、飼料・粗飼料購入額の10%までを補助するということが決まっておるそうです。こういったことをですね、やっぱり10%は言いませんけども、3%でも5%でもですね、小値賀町でも考えてほしいなと思いますけども、町長はどう思いますか。

議長(横山弘藏) 産業振興課長

産業振興課長(博多屋雄一郎) はい。お答えいたします。

先ほど答弁のとおりですね、国が7割補助をするといっていますので、その 裏の3割を町の方で支援していくという考えでございます。

議長(横山弘藏) 宮 﨑 議 員

3番(宮崎良保) 先ほども言いましたように、国の補助事業というのがですね、来年の6月から再来年の5月までですね、1年間で七百何十億ですか、支援するよということですので、それ以前あるいはそれ以後については全くわかりません。私達が危惧するのは、もう来年の春肥です。これではもう遅すぎるんですね。そこになんとかこう助成をしていただければなという気はするんですけども、そういった来年のこの助成金が始まればいいですけれども、助成が始まるまでの間の期間だけ夏、助成を考えて欲しいなという気がいたしますけれど、どうですか。

議長(横山弘藏) 町 長

町長(西村久之) 先ほども答弁しましたけども、令和4年の秋肥、令和5年の春肥につきまして、国が7割補助するわけですからの、その裏の3割を町が補助するということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

議長(横山弘藏) 宮崎 議員

3番(宮崎良保) この問題はですね、ここで解決しようと言っても解決するわけではございません。ただそういったのを頭の中に入れておいてですね、今後の対応に役立てていただければなと思っております。農家、農家自体は本当に切羽詰まった状況です。農産物に対して、価格を上乗せすることができません。でも、経費はぼんぼんぼんぼん上がります。肥料だけではいいんですけど、苗代・種代、そのすべてが上がっていきますので、何とかですねモチベーションを下げないように、一生懸命努力していただければなと強く感じるところです。

以上、今日は質問を終わります。ありがとうございました。

議長(横山弘藏) これで、宮﨑良保議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

(模擬公聴会を実施)

一 休憩 午後 8 時 06 分 一

一 再開 午後 8 時 08 分 一

議長(横山弘藏) 再開します。

続いて6番・浦 英明議員。

6番(浦 英明) 要旨に基づいて朗読した上、質問いたします。

『全国的に第7波の新型コロナウイルスが流行の中、行動制限がなかった今年の盆休みに帰省客が増え、五島市では帰省客で20代の女性がコロナに感染し倒れて、救急車で市内の病院に搬送された。回復した翌日退院し、夫と子どもと共に宿泊医療施設に入った。女性の父親は、「帰省客や観光客が増えることは分かっていたのに、一時的に療養施設を増やす方法はなかったのか。療養

施設に入れなくても見通しや注意点を具体的に指示してほしかった。」と指摘した。県は、「優先順位を見極めながら公平に入所者を判断しており、希望に添えない場合もある。」と理解を求めた。関西福祉大の勝田教授は、災害的な考えが必要。企業や自治体の研修施設・学校施設・客船を借り上げて療養施設を確保するなど、検討の余地はないか指摘している。』というふうに新聞に掲載されておりました。

以上のことを踏まえまして、次のとおり質問いたします。

- ① 小値賀では、盆過ぎの20日13人、21日13人と今までにないコロナ感染者数でありましたが、自宅療養で間に合う軽症者なのか、施設利用の中等症なのか、ECMO(エクモ)等が必要な重傷者なのか、それぞれの内容をお尋ねします。
- ② 施設利用者は若者交流センター等と聞いていますが、その施設で足り得るのか、他に増やして災害に匹敵するような体制で臨まないでよいのかお尋ねします。
- ③ 軽症の場合、自宅療養は 10 日だと思いますが、9月7日の新聞には7日に 短縮、無症状は7日から5日になると掲載されていたのでお尋ねします。 その間、療養して良くなるまでの対応をお尋ねします。 たしか、厚労省コロナ感染者等状況把握管理システム、いわゆるハーシスにログインをして 体温等の入力をし、保健所からは毎日ショートメールで「入力してください。」と連絡来ると思いますが、その内容についてもお尋ねします。
- ④ 倉庫の方から、「私はどこどこに住所があるので、小値賀ではカウントされない。」と、スマホで話していたのを、通りがかりに聞いたのですが、そのとおりであるならば感染者数はこの比較ではないと思いますが、町外者の感染者数は把握しているのか、また、町外者の病症の頻度というか重症度分類はわかっているのかお尋ねします。
- ⑤ 令和2年4月7日の全員協議会で、コロナ感染者が出た場合、漁協の「はやて」で搬送するという説明でありました。また、令和2年4月 11 日の長崎新聞では、多数の患者輸送の場合、県は海保要請を検討すると掲載されていましたが、今回そこまでいかなかったのかお尋ねをします。
- ⑥ 国は以前のように、県境をまたぐ行動制限はしないようですが、小値賀も 今後そのようにするのか、もしこれ以上の感染者が出た場合はどのような 体制をとるのか、コロナ患者が多くなり診療所がひっ迫することも考えて、 有事に備える必要があるのではないかお尋ねをします。
- ⑦ 小値賀町コロナウイルス感染症対策の決まりごと、ルールは、平成 26 年 11 月に作成されました、小値賀町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づくものだと思いますが、現在はどうなっているのかお尋ねをします。

なお、再質問があれば質問者席より行います。

議長(横山弘藏) 町 長

町長(西村久之) いまだに収束が見えない新型コロナウイルス感染症ですが、町内で新規感染者が発生した場合の、これまでの対応といたしましては、診療所の医師が感染症法に基づき、陽性者全員の発生届を上五島保健所に提出し、上五島保健所が本人及び医療機関と連絡をとり療養の方法を決定し、必要であれば本町以外の医療機関へ移送することとなっております。

長崎県においては、これまでの全数把握を見直すため国へ「発生届限定」の届出をしておりましたが、今般、厚生労働大臣による告示がなされ、9月9日より、発生届の必要な方を、「65歳以上の方」、「入院を要する方」、「重症化リスクのある方」、「妊婦の方」に限定し、それ以外の陽性者については、年代と人数のみの報告とし、医療機関の負担軽減を図ることとしております。なお、国の方でも、今月26日から全国一律で全数把握の簡略化を行う方針を明らかにしております。

また、県では9月2日より「長崎県陽性者判断センター」を設置し、発熱等 有症状者が医療機関を受診しなくても自己検査等で陽性となった場合は、「陽 性者判断センター」へ連絡し速やかに自宅療養ができるようになっております。 さらに、自己検査に必要な「抗原検査キット」の配布も実施しております。

なお、「長崎県陽性者判断センター」及び「抗原検査キット」の配布に関する詳しいことについては、本日全世帯にチラシを配布しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上のことも踏まえ、浦議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の感染者は自宅療養か施設利用かという質問ですが、上五島保健所管内で、新規感染者が少なかった時期におきましては、同じ保健所管内であります新上五島町内のホテルを宿泊療養施設として、保健所が借り上げそこに滞在し体内の新型コロナウイルスが消滅し、他人に感染させることが無くなるまで療養し、自宅に帰るという流れでしたが、上五島保健所に確認いたしましたところ、今年6月中旬から新規感染者が増加しはじめ、この宿泊療養施設の受入可能な人数を超える感染者の発生があり、それ以降については、医師が軽症と判断した場合には、自宅での療養となっております。

次に、2点目の施設利用の件ですが、町内で感染者が発生した際の若者交流 センターの利用は、従来は診療所で検査を行い感染が確認されてから、新上五 島町内の宿泊療養施設に搬送するまでの間に、受入れ先の調整や搬送手続きの 確保に時間がかかりますので、その間に同居家族に感染させないよう距離を置 くための、一時的な滞在場所としての利用となります。先ほど述べましたとお り、6月中旬以降は、軽症であれば自宅療養となりましたので、現状では若者 交流センター以外に、一時滞在場所としての施設が必要とは考えてはおりません。

3点目の自宅療養についてですが、これまで自宅療養の期間は、症状のある方は発症日を0日として翌日から10日間、症状のない方は検査日を0日として翌日から7日間となっておりましたが、9月7日から症状のある方の10日間を7日間に、症状のない方については、検査での陰性を条件に7日間を5日間にそれぞれ短縮されております。さらに、自宅療養中の外出に関し、症状が軽快してから、24時間経過後、もしくは無症状の人については、マスク着用などを条件に食料品の買い出しなどに限って認められるようになっております。

また、良くなるまでの対応ですが、以前は上五島保健所が電話で体調確認を行っておりましたが、健康観察の見直しがあったことから、上五島保健所へ確認したところ、9月9日以降については、重症化リスクの高い方、すなわち医師から発生届が提出された方を保健所が毎日健康観察を行い、それ以外の陽性者の方については、保健所に代わって県が設置しています「健康観察センター」が担当するとのことで、体調悪化や体調不安がある場合は、「健康観察センター」へ連絡して下さいということでございます。なお軽症であれば、体温や体調をスマートフォンのアプリへ入力することで体調観察となり、症状に変化がなければ療養期間を終えることになります。

「健康観察センター」の機能としては、自宅療養中の相談受付をはじめ、血液中の酸素濃度を計る機械の自宅配送を行い、症状悪化時にはセンターの看護師が対応し、必要に応じて医療機関の紹介やオンライン診療の手配を行うとのことでございます。また、自宅療養期間中に食料の確保など支援してもらえる人がいない場合は、「健康観察センター」に相談することで、上五島保健所から食品セットを届ける支援も行うとのことでございます。

以上が、保健所から聞き取った療養期間中における対応でございますが、本町の対応としては、自宅療養中に体調悪化した場合などは、すぐに診療所へ連絡いただければと思います。また、自宅療養に対して不明な点がございましたら、住民課保健係までご相談ください。

4点目の町外感染者の件ですが、感染者数については先ほども述べましたとおり、医療機関からの届出によりカウントされておりますので、町外の方であっても診療所を受診し、陽性が確認されれば小値賀町での感染者数に含まれます。

なお、陽性者がどこの住民であるかなどの個人情報につきましては、上五島 保健所から明かされておりませんので、人数及び個別の症状につきましては、 お答えを控えさせていただきますので、どうかご了承いただきたいと思います。 次に5点目、患者輸送の件ですが、「はやて」の使用については、平成24年 12 月に上五島保健所と宇久小値賀漁協及び小値賀町の三者間で、新型インフルエンザ感染者の発生を想定し、「はやて」の使用協定を締結したものです。その後、新型コロナウイルス感染者が発生した場合においても、「はやて」を使用して上五島保健所へ搬送する確認をしておりましたので、当時の全員協議会においてそのことについて説明をしたところでございます。搬送実績につきましては、令和3年度に4回、令和4年度に1回、搬送を行っております。

多数の患者搬送を海上保安庁の船舶で行う、ということについてですが、上 五島保健所では、本町から第2次医療圏である本土の病院へ搬送する手段とし ては、海上保安庁の船舶と防災へリ等による方法を事前に手配しているものの、 搬送に要する時間、搬送される陽性者と、そこに付き添う医師等の身体的な負 担から、海上保安庁の船舶による搬送は、一度も行っていないとのことでござ います。

6点目の行動制限の件ですが、今年の夏は国や地方公共団体において、県境を超えた移動や不要不急の外出自粛の要請はありませんでした。今後も、オミクロン株が主流である間は、オミクロン株の特性を踏まえた、現在の行動制限等がとられるものと認識しております。町においても、現在のところ行動制限を要請することは考えておりません。ただ、防災無線やホームページ、公式ラインでお願いをしております、小値賀町を訪れる際は、事前に検査を行っていただき、陰性を確認してから来島されますよう引き続き呼びかけを行っていきたいと考えております。

診療所のひっ迫ということでいきますと、8月において、1日の陽性者数が最も多かった時は17名で、発熱外来での検査人数は21名となり、検査の度に感染対策用の防護服の着脱を伴うということで、医師をはじめ職員皆様には大変なご苦労とご負担をおかけいたしました。また、発熱外来患者の増により、通常診療の待ち時間が長くなるなど影響もあり、患者さまにはご迷惑をおかけいたしました。状況をみますと、お盆過ぎの一週間において発熱外来患者が多かったようで、やはり、普段会わない方との接触機会が増えたことが要因と思われます。その後は感染状況も落ち着いてきたことから、これまでどおりの診療が行われております。今後、お盆や正月、大型連休の後は、発熱外来が増えることも想定し、必要なスタッフを配置してまいります。

万が一、町内で急速に感染が拡大するような事態になれば、今回、医療機関を受診しなくても、自己検査で陽性を確認できれば、長崎県陽性者判断センターへ連絡し、自宅療養ができるようになりましたので、発生届の必要のない方については、「抗原検査キット」を配布し、自宅で自己検査していただくことで、通常の診療業務に支障をきたさない体制をとってまいりたいと考えております。

最後のご質問ですが、小値賀町新型インフルエンザ対策行動計画は、平成 25 年 4 月の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行を受けて、平成 26 年 12 月に策定公表したもので、現在の新型コロナウイルス対策はこの行動計画に沿って実施しております。では、行動計画に照らした場合、どの段階にあるのかといいますと、町内においては、感染者の発生を繰り返しながらも、社会的混乱をきたすような状況までには至っていないことから、現在は、「町内発生早期」にあるものと認識しており、全国及び県内の発生状況を、関係機関との連携や各種メディアで情報収集しながら、随時、情報の発信を行っております。

現在の状況をみますと、新型コロナ「第7波」は、ピークを過ぎつつあると みられますが、空気が乾燥しウイルスが残りやすいといわれる秋から冬にかけ ては、再度の感染拡大に注意が必要となりますので、行動計画における町内未 発生期の対応と、住民に対しては、引き続き基本的な感染防止対策の呼びかけ 等を行ってまいります。

お答えは以上ですが、細部にわたる質問につきましては、担当からお答えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長(横山弘藏) 浦 議 員

6番(浦 英明) 最初から、1問目、2問目というふうに、こう説明するのかなと思ったらば、冒頭からいろいろいろいろ説明して、ちょっと私も書ききれなかったんですけども、また答弁した内容と被る可能性もあるかもわかりませんけども、それはご理解の上、再質問させていただきます。

一番目に該当するのかどうか知りませんけども、この若い軽症者がですね、 自宅療養中の急変時に相談可能な「健康フォローアップセンター」を各地で整 備と、こう…9月かなんかの新聞に掲載されていたんですけども、この陽性者 これ判断センターのことを言っていたのかどうなのかわからないので、その点、 その内容をちょっとお尋ねします。

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(橋本博明) お答えいたします。

健康観察を行うのは、以前からありました「健康観察センター」というところになります。自宅療養中等の健康に関する不安、健康に関する相談、これらに電話で応じるという部署になっております。基本的に電話相談というふうに聞いております。

議長(横山弘藏) 浦 議 員

6番 (浦 英明) わかりました。

それからですね、3番目に該当するのかわかりませんけども、今、テレビ・ 新聞等で言われております全数把握ですね、この簡略化がさっき町長も答弁さ れたように、26日から全国一律に適応するというふうに決まっておりますけど も、その感染者情報共有システム、いわゆるハーシスですかね、この改修を経てから進めると、こういうふうに9月7日の新聞に載っていたんですけども、このハーシスの改修っていうことは具体的に言ってどういうことなんですか。 お尋ねします。

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(橋本博明) お答えいたします。

県の情報、また県知事の記者会見資料によりますと、9月9日からですね全数把握を見直す、そして先ほど町長も言いましたとおり重症化リスクの高い65歳以上の方、全部で5点、5つの条件があるんですけれども、こちらの重症化リスクのある方については発生届を出すと、それ以外の重症化リスクの低い64歳以下の方につきましては、自己検査による要請確認と、その後の自宅療養ということも可能ということになっておりまして、ハーシスに関してはちょっと国の情報を持ち合わせておりませんが、県の情報によりますと、ハーシスの入力については不用というような、その本日配布したチラシの方には掲載しております。

議長(横山弘藏) 浦 議 員

6番(浦 英明) 先ほども町長がちょっと説明されておりましたけども、今日、回覧で回してるとかいうふうに言われましたけど、まだ私の地区は来てないもんですから、後でそれは見てみたいと思うんですけども、あの…このハーシスの改修というのはですね、私もよくわからないんですけども、先ほど言われました高齢者とかリスクの高い人とか、そういった以外の人、要するに軽症者、自宅待機をされて療養と言いますか待機されてる方ですね、そういった人達に対する、そのハーシスをなんかこう改修して違うものに置き換えてやるのか、そういったそのやり方なのかなというふうに思ったんでですね、新聞にそういうふうに出ていたんで、今の答弁ではちょっとこうよくわからなかったんですけど、ハーシスそのものをなくすということじゃなくて、どうにかこう改修して、その何て言いますかね、軽症者の方にそれを何かお示しするということじゃないんでしょうか。ちょっと私もわからないんですけど、お尋ねをします。

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(橋本博明) お答えいたします。

9月1日、知事会見の資料をちょっと今見ておりますところ、ハーシスの入力対象と対象外という方が、今後出てくるような図示がありましたので、重症化リスクの高い方にハーシスを入力させるような改修がなされるのではないかと、ちょっとこの知事会見の資料からは読み取っておるところです。

議長(横山弘藏) 浦 議 員

6番(浦 英明) 同じような質問になると思うんですけども、全数把握のやつはちょっとやめます。まだちょっといろいろ訊きたいのはあるんですけども。それとあの例えばですね、小値賀で観光客がちょっと感染したと、そういった場合に無症状でですね、熱も下がったので普通であれば 10 日間、前で言えばですね。今はもう7日間になりましたけども、前で言えば 10 日間待機しなくてはいけないので、どのくらいおられるかよっちゅうことで、2日3日で自分で帰ってしまうちゅうようなことも、こう考えないといけないのかなと思ったんですけども、そういった町外者の把握はしてないということですので、そのコロナに罹った人が、もう自分は、例えば福岡に帰ったとか、東京に帰ってしまったりとか、そういったことはこう発生しないんでしょうね。質問の仕方がちょっと悪いんでしょうけども、お尋ねします。

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(橋本博明) お答えいたします。

あくまでですね、その陽性を確認した場所でのカウントになります。議員おっしゃられるとおり、町長の答弁のとおり町外から来た方でも、小値賀町で検査して小値賀町で陽性が確認されれば小値賀町の陽性者になりまして、当然その先ほど申し上げました自宅療養の期間、滞在を余儀なくされる、滞在が必要となります。で、議員おっしゃられる、その療養期間を途中で2~3日で、というようなことは事実上できない。公共交通機関はもう利用できませんので、そういうようなことはちょっと不可能という、10日間滞在していただくということになります。まぁ無症状で帰った方がいるのではないかということについてはちょっとわかりかねます。

議長(横山弘藏) 浦 議 員

6番(浦 英明) 軽症者・無症状の方については、今度9月7日の新聞以降では、軽症者であれば買い物に行ってよいと。その代わりマスクをして、小値賀のことじゃないんですけど、例えば交通機関はやめて、そして買い物するのもメモっといて、そして支払いはクレジットカード、いわゆるスマホでやると、こういった方法でやられるんであれば結構ですよということは、国の方はこう言ってるんですけれど、これは国の方針だから、それではいいんでしょうけども、それをちょっと小値賀に当てはめると、ちょっと怖いなという気はするんですけども、国の方針だからということで答弁できないということだったらそれでいいんですけども、どういうふうなことを想定できるんですかね。お尋ねします。

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(橋本博明) お答えいたします。

国のその自宅療養期間中でも、必要な外出は、何て言いますか、認めるとい

いますか、必要であればということで、そういうアナウンスがされておりますけれども、おそらく都市部を考えますと、やはりこう周囲に協力者がいないとか、そういう状況がありますので、感染しないような少ない時間で用事を済ませて下さいというような趣旨だと思われます。ただ小値賀町内におきましては、協力者がある場合はその支援をしていただければと思いますが、一方でその支援者がいない場合にはですね、町長も答弁の中で申し上げましたととおり、上五島保健所の方からの食糧のセットの配布も、配送もしておりますし、急を要する場合には保健所の方のものを役場で預かっておりますので、役場の方から配送します。そのような支援も行っておりますので、その自宅療養中の方がですね、外出する必要が極力発生しないようにという体制は整えております。

議長(横山弘藏) 浦 議 員

6番(浦 英明) あの…小値賀におきましても、そういった買い物ができないようなお年寄りの方のために、小値賀の住民課だったのかな、その食料品、レトルトかなんかわかりませんけども、それを持って行ってくれたというような話を聞いております。それに対しては、住民課の皆さん方には大変お世話になったなと感謝をしております。

それでちょっと私もまだちょっといろいろ質問したいことがあるんですけども、これはやっぱり何て言いますかね、デリケートないろいろな問題をこう含んでおりますんで、これ以上の質問はちょっと控えようかなというふうに思っております。

それであの…最後にですね、ちょっと感じたことをちょっと読ませていただきますと、小値賀では感染者の名前がわかったりするようで、感染者にはなかなかつらいような気がします。私の友人も感染しましてですね、自宅待機を経て、現在は復帰しておりますけども、なかなかつらいように聞いております。感染された皆様方にはこの場を借りましてお見舞いを申し上げたいと思っております。この新型コロナウイルスはいつどこで誰が感染してもおかしくないような状況になっております。私も含めてですが、明日は我が身だと思いまして、感染予防に努めていただきたいというふうに願っております。それとあの…感染者の早い回復を念じつつ、皆様方には感染者に対しまして誹謗中傷などなさらないようにお願いを申しまして質問を終わります。

議長(横山弘藏) これで、浦英明議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

(模擬公聴会を実施)

一 休憩 午後 8 時 38 分 一

一 再開 午後 8 時 43 分 一

議長(横山弘藏) 再開します。

続いて4番・黒﨑政美議員

4番(黒崎政美) 私が通告した、1番・2番、一緒にお願いしたいと思います。なぜ、その診療所の工事が大幅に遅れているのか、4カ月も遅れていると、5月からしてね。納得がいかない。それに関連して、工事の工程管理はどのようにやっているのかと。現場の状況は把握しているのかと。工程会議ちゅうのが、先ほど町長が6月1日から会議ばやった。6回ぐらい6月24日からやってますけれども、なぜ、その遅れた課題は明確化しておれば、そんなに遅れることなかわけですよ。上滝と大石組の確かジョイントベンチャーでやっとるわけですよ。あそこの工事は。それを、なぜ遅れたのかと。あの、あなた達、その診療業務は、何ら支障はないでしょうが、ところが近隣の住宅とか何とか、この暑いのに窓も開けられずに閉め切って、そういう生活をした近隣の住宅あるんですよ。本当にこの工事の工程会議はどのようにやっていたのかと。これを、このぐらいですよ。それに尽きるんです。その説明をお願いします。

再質問があれば質問者席で…。

議長(横山弘藏) 町 長

町長(西村久之) 黒﨑議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、「工事が大幅に遅れた原因」についてですが、昨年4月26日に起工式を行い、ゴールデンウイーク明けから着工の予定でしたが、緊急事態宣言が5月末まで延長されたことで杭工事の着工が6月中旬まで遅れてしまいました。また、杭工事についても、岩盤が想定以上に硬く、作業効率が低下し、また機材の破損を招くなど不測の時間を要したところでございます。

このような中、工事を適正に進捗するため、作業員の拡充を図りながら工事に当たってもらいましたが、全国的なコロナ感染拡大の影響を受け、鉄筋工や型枠工、左官等の職人不足が工事の遅れた要因となっております。その他、交通運輸事業者における新型コロナウイルス感染症での運休による、建設資材の入荷遅延もあるなど、様々な理由により工事の遅れとなってしまいました。

町議会並びに町民の皆様には、ご心配をお掛けする形になりましたが、工事期間中は安全第一に大きな事故等もなく、この度無事に完成の運びとなりましたので、何卒ご理解の程よろしくお願いをいたします。

2点目の「工事の工程管理、現場の状況分析と課題等の把握」についてですが、まず新型コロナウイルス感染症による2回目の緊急事態宣言の発出と、全国的な職人の不足による作業の遅れが生じたことが、工事が思うように進まなかった要因と考えております。

工事を適切に進めるため、2週間に1度は必ず診療所や建設課職員、工事監理業者、工事施工事業者がそろって建設工事工程会議を行い、確認をしながら進めてまいりましたが 緊急事態宣言下による作業員の確保困難や、世界的な

市場の影響による断熱材等の資材不足など、工事を進める上で難しい局面が多くあったのも事実でございます。工程会議の他、役場担当課においては、度々現場に出向き進捗状況を十分に確認しながら進めてまいりましたが、工事の遅れを取り戻せなかったことについては、率直に反省すべきだと考えております。4ヶ月の工事遅延となりましたが、今後の完成検査や新診療所の開設に向けた準備に気を引き締めて取り組んでまいりたいと考えております。

通告によりまして3点目にお答えしたいと思います。

現在、小値賀診療所では、コロナ感染拡大の状況等もあり、対面診療と並行して電話による診療も行っております。診療所を受診したくても感染の心配がある方や、実際に感染された方で薬を処方してもらいたい方など、幅広く診療に当たっているところでございます。しかしながら、携帯電話やタブレットなどを用いて、画面越しの診察までには至っていないのが現状でありますので、今後、体制の整備を図りながら進めてまいります。

この度完成を迎えます新しい診療所では、一般診療並びに専門医による専門外来の実施や、あじさいネット回線を利用した診察ができるよう整備しておりますので、引き続き診療の充実を図ってまいります。

また、コロナ禍において現地研修などが難しい状況下にありますので、ウエブシステムを活用した研修などを通じて、医療スタッフのスキルアップや人材の確保を図りたいと考えております。

お答えは以上になりますが、細部にわたる質問については、担当からお答え させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長(横山弘藏) 黒﨑議員

4番(黒崎政美) あの最初の町長の答弁の中で、岩盤がどうのこうのちゅうあれもありましたけれども、確かあそこは岩盤は二重になっとったはずです。1つの岩盤を打ち抜いたら、ポンとほげて下までついたと。それと、遅れた原因そういうことで工事が遅れたと。で、コロナ禍でどうのこうのちゅうのはよく聞きますけども、本当のやらなければいけない工事の担当者は、PCR検査を受けて陰性だったら仕事をするという会社はいっぱいあるんですよ。担当者は知ってるはずです。そういうことをやっているというのは、なぜそれもしなかったのか。何もかんもコロナでコロナでというのは、それはわかりますけども、これは大間違いだと。その中でも仕事をやっている会社はいっぱいあるんですよ。ほで、上滝なんて長崎で老舗だし、大きい会社だろうと。私は、その普通、建設する時には、安全管理・工程管理・品質管理って3つあるんですけども、今度は工程管理しか私は言いませんけども、その工程管理で上手くやってないと。なんとかなるはずですよ。人間が足らない足らないと。そん時あの…掘削、パイルを打つのにやって、それでも時間かかった。近隣の住宅とかな

んとかいっぱいあるんですけど、そこに大迷惑かけたと。であるなら、もう早 い時期に、5月がなる、7月がなる、今度は9月だと。私は、全協とかこの議 場でも2~3回は言ったはずです。満足にいけない、満足できない答弁しかも らわなかったので、そのていたらくが4カ月も遅れたと。あの…今、風吹きよ る。散水車で水を撒く水も最初の頃しよらんやったじゃなかですか。窓も開け られんちゅうて、最後の方でやった。そういうことも、そういう事態は起きな かったはずですよ。ちゃんとやっておったら。だから私は一回、違約金ば取れ と、そういう迷惑かけた住民が弁償してくれよと。家にひびの入った、真夏の 暑か時、暑かつに窓も開けられん。だから、診療所そのものは何も支障なかっ たっちゃなかったんですよ。もう普通にできます。しかし一般、近隣の家に住 んでる人は、かなり迷惑かけとっとです。だから、そういう人達が弁償してく れとか何とか言った時には、町が出すべきじゃなかですよ。事業者にやらせる べきですよ。だから違約金はどうかちゅうことも私は何回か言った。そういう 規定があるというような答弁ももらっています。私は、だからなぜ方法を取ら なかったのかっちゅうこと。町長のおっしゃることはよくわかりますよ。しか し、担当者と町長は違います。あなた達は現場に見て、ここが悪か、あそこが 悪か、そういうとこがある。だからあなた達が、言ったり指導したりしなけれ ば業者の言うがままですよ。なぜ私が言うかといいますと、養寿園の増設か町 の補助をもらって、1週間で1回は工程会議やってましたよ。どこそこの鉄筋 がおかしいじゃないかと。せば…あちこち3カ所・4カ所付けちょらんじゃな いかと。1週間に1回は工程会議はやっておりました。設計者も1週間に1回 来たです。1週間に1回は、フェリーが来なくて、6月から6回ぐらい工程会 議。だから、工程会議が、ただ会議を開いただけじゃなくして、なんで原因が あるのかいうようなことをやらなければ、おいは馬鹿にしとっちゃなかつ小値 賀町ばち思いますよ、業者に。あとで、近隣の住民から迷惑料をくれよと言わ れた時にどうしますか。町が払うべきもんじゃなかつ。業者から貰わんばです よ。今小値賀町でやったつの4カ月も遅れたちゅう過去に例はなかはずです。 どこかの時に2カ月遅れたちゅうとは記憶はありますけれど、4カ月も遅れた っち。これは大変なもんですよ。安全管理もせん、品質管理もせん、肝心の工 程管理もずさんだと、大変なことですよ。

議長(横山弘藏) はい。ちょっと黒﨑議員。ちょっといいですかね。あの、質問に変えて下さい。それを質問にして、担当者に答えてもらうと。いいですかね。聞いてると同じ事を言ってるんですよ。いいですか。

できる範囲で答えて下さい。

建設課理事

建設課理事(村田祐一郎) お答えいたします。

新規に現場に入られる技術者の方に関してはですね、事前に抗原検査キット

でいつもチェックして、陰性を確認してから現場に入っていただいておりました。また、大変4カ月という期間の遅れになってしまいましたけども、やはりコロナ禍というところで、やはり職人さんの確保がなかなか思うように進まなかったというのが一番の遅れの原因かなと思っております。

議長(横山弘藏) 黒﨑議員

4番(黒崎政美) もうこれ以上の答えは出てこんと思いますんでやめますけれども、後でいろいろ問題になった時には断固反対するよ。町からどうのこうの持ち出しの金があったりなんだりっち。そういう状況もできてくると、可能性はあるということを頭に入れておって下さいよ。以上で質問を終わります。

議長(横山弘藏) これで、黒﨑政美議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

(模擬公聴会を実施)

- 一 休憩 午後 9 時 00 分 一
- 一 再開 午後 9 時 03 分 一

議長(横山弘藏) 再開します。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、明日9月13日は、午後1時30分から始めます。

どうも、今日はご苦労さまでした。

一 午後 9 時 09 分 散会 一